

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月三十一日まで